

# 25 畜産・酪農経営安定対策

【令和2年度予算概算要求額（所要額） 222,956（222,359）百万円】

## <対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

## <政策目標>

- 生乳の生産量（745万トン〔平成25年度〕→750万トン〔令和7年度まで〕）
- 牛肉の生産量（51万トン〔平成25年度〕→52万トン〔令和7年度まで〕）等

## <事業の全体像>

- 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

### 酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 36,768（36,768）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、対象事業者

### 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、対象事業者

### 肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金 所要額 66,200（66,200）百万円

肉用子牛価格が保証基準価格等を下回った場合、生産者補給金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

### 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）、肥育牛生産者

### 養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、肉豚生産者

### 採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,458（4,862）百万円

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に経営規模にかかわらず差額の9割を補填するとともに、取引価格が安定基準価格を下回った場合には、長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対する奨励金を交付します。

事業実施主体 民間団体等

＜対策のポイント＞

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

＜政策目標＞

生乳の生産量（745万トン〔平成25年度〕→750万トン〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

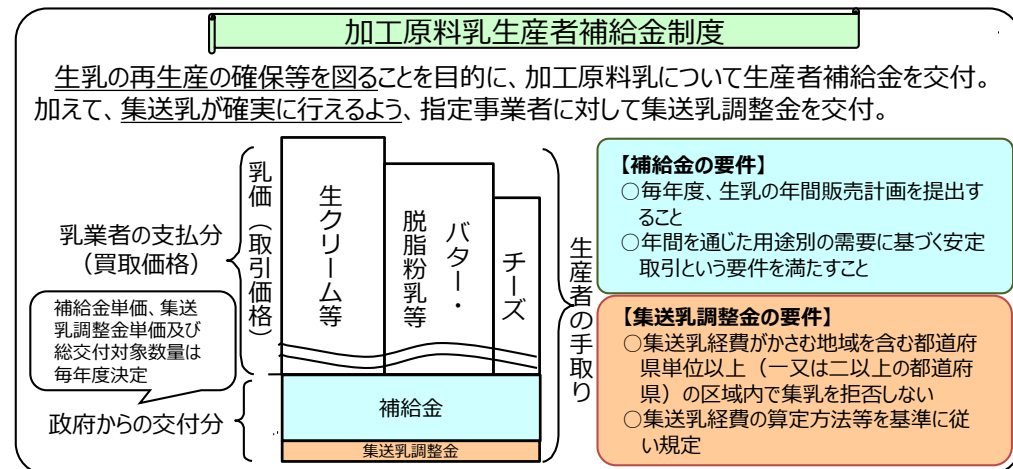
加工原料乳生産者補給金等（所要額） 36,768（36,768）百万円

- 畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

- 加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

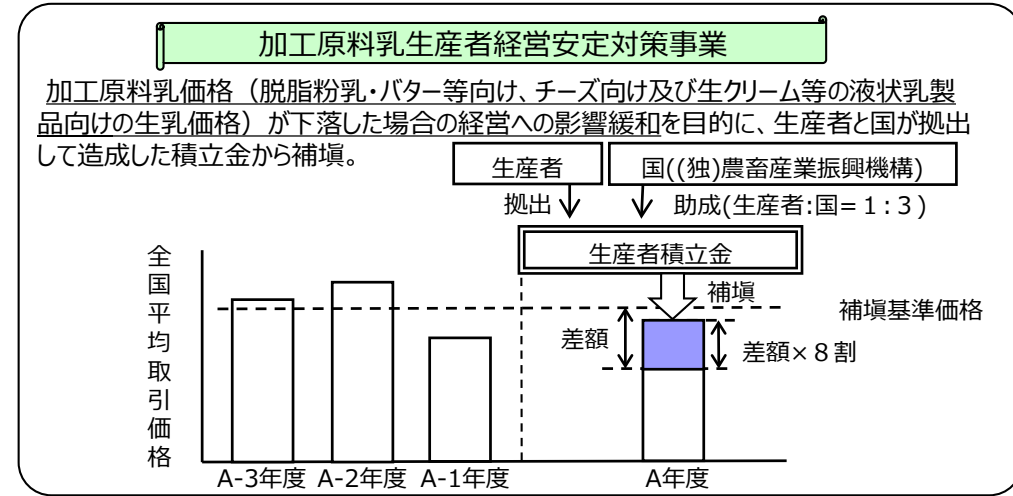
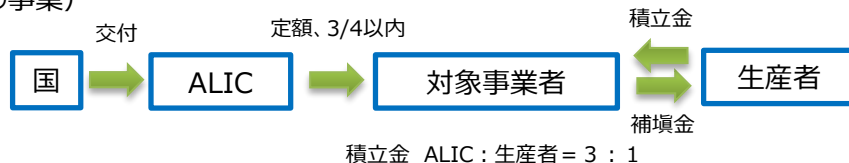


＜事業の流れ＞

（1の事業）



（2の事業）



**肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策** 【令和2年度予算概算要求額（所要額） 163,926（163,926）百万円】

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。  
 （T P P 11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。）

＜政策目標＞

牛肉の生産量：51万トン〔平成25年度〕→52万トン〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

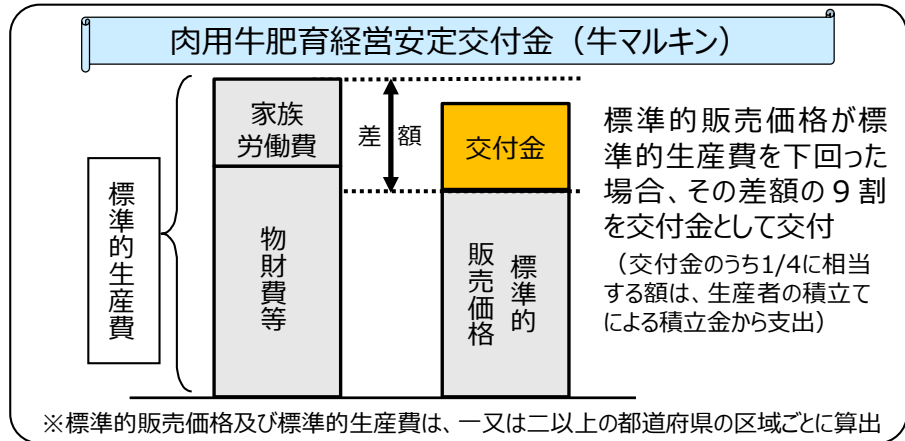
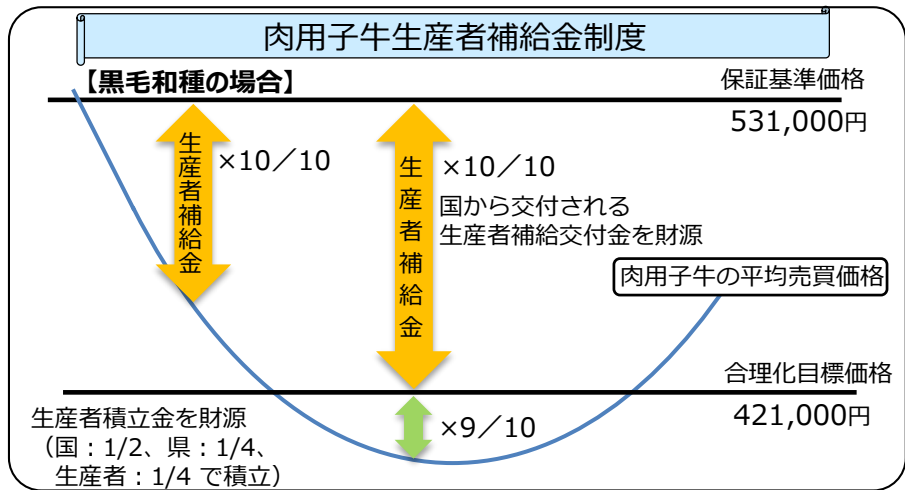
肉用子牛生産者補給金（所要額）66,200（66,200）百万円

- 肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）（所要額）97,726（97,726）百万円

- 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）



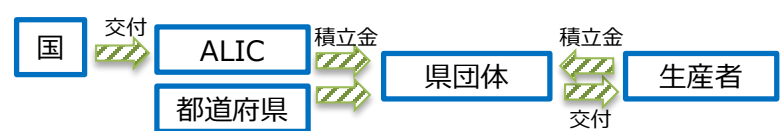
＜事業の流れ＞

(1の事業)

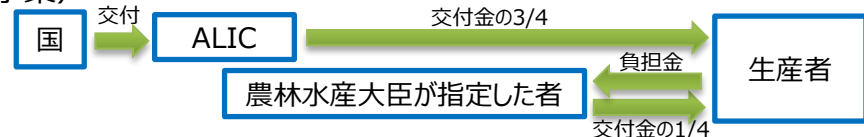
①保証基準価格を下回った場合



②合理化目標価格を下回った場合



(2の事業)



※標準的販売価格及び標準的生産費は、一又は二以上の都道府県の区域ごとに算出  
 【お問い合わせ先】 (1の事業) 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)  
 (2の事業) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

＜対策のポイント＞

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。  
 （T P P 11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）については、補填率等の引上げを実施しました。）

＜政策目標＞

- 豚肉の生産量（131万トン [平成25年度] → 131万トン [令和7年度まで]）
- 鶏卵の生産量（252万トン [平成25年度] → 241万トン [令和7年度まで]）

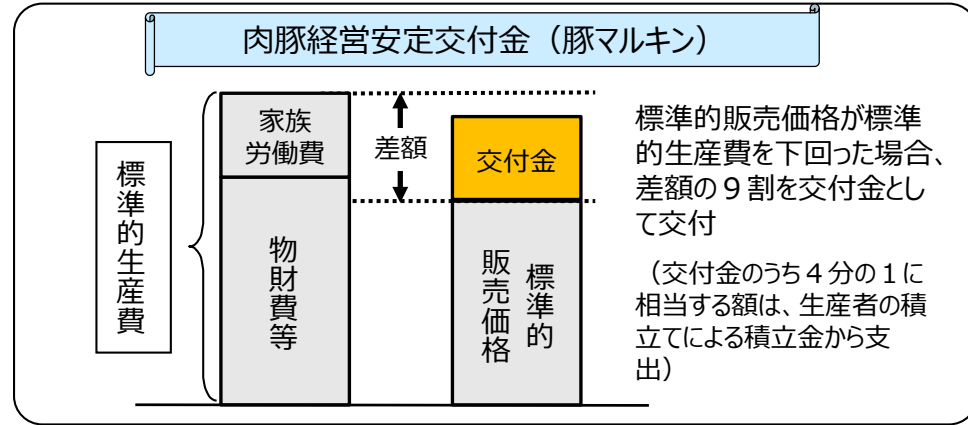
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）（所要額）16,804（16,804）百万円

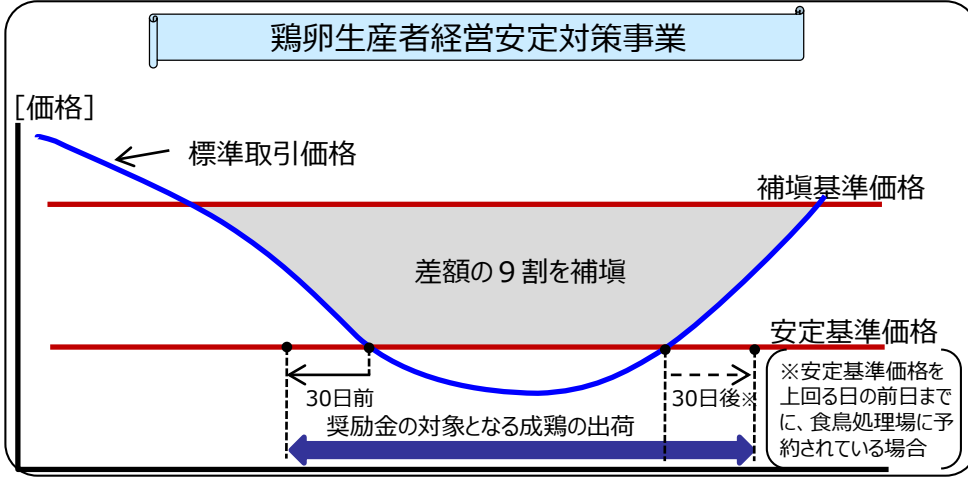
- 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）



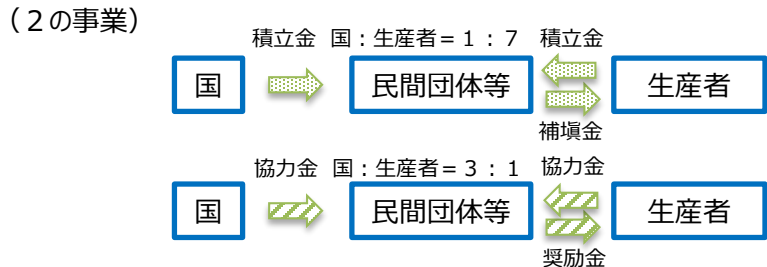
2. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,458（4,862）百万円

- 鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に経営規模に拘らず差額の9割を補填するとともに、取引価格が安定基準価格を下回った場合には、長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対する奨励金を交付・充実します。



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1の事業) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)  
 (2の事業) 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)